⑷　給油口に接続するため20m以上の給油ホースを有した小型タンクローリー（積載量２ｔ以上４ｔ未満）を保有又は借用し、契約期間中使用できること。
⑸　燃料の納入指図をした時から24時間以内に納入ができること。
⑹　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑺　上記⑵に示す申請書等の提出期限から開札の日までの期間に当社からの資格登録停止又は取引停止を受けていないこと。
3　入札手続等
⑴　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　〒460―0003 愛知県名古屋市中区錦２丁目18番19号　三井住友銀行名古屋ビル12階　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　総務企画部　契約課　電話052―222―1209
⑵　入札説明書等の交付方法
①　交付期間：入札公告日から令和元年10月11日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前８時30分から午後８時まで。
②　交付場所：当社ホームページに掲載の入札情報公開システムによる。
③　交付方法：入札情報公開システムにデータをアップロードして交付する。また、入札公告及び設計図書等は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、入札情報公開システムに掲載する。
（URL：https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006200600）
⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間：入札公告日から令和元年９月11日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　提出場所：上記⑴に同じ。
③　提出方法：上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）とし、電送による提出は認めない。
⑷　入札書の提出期限、場所及び方法
①　提出期限：令和元年９月11日（水）午後４時00分
②　提出場所：上記⑴に同じ
③　提出方法：上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）とし、電送による提出は認めない。
⑸　開札の日時及び場所
①　日時：令和元年10月15日（火）午前10時00分
②　場所：上記⑴に記載する三井住友銀行名古屋ビル８階の入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　その他　詳細は、交付図書の入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity: NOGUCHI Hidemasa, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the products to be procured: 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Kerosene JIS No.1 K2203 300,000 liter. Attention: As the scheduled supply of de-icing agents is the expected quantity based on the past record of supplies, it does not guarantee the actual supplied amount.
⑷　Delivery period: From the next day of contract through 30 April 2020.
⑸　Delivery places: Hidakiyomi interchange in Tokai-Hokuriku Expressway, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited: 318, Natsuumaya, Kiyomi-Town, Takayama-City, Gifu, Japan, and other 15 places.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall
①　not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company's regulation concerning the contract procedures.
②　have been qualified through the examination of the documents submitted. Submit following documents till 16:00　11 September 2019. (by registered mail till 16:00　11 September 2019)
・Copy of the commercial register
・The latest financial statements
・Copy of certificate of tax payment
・Document describing the company career
③　have proven to have actually sold or delivered more than 150,000 liter of Kerosene JIS No.1 K2203 in a year.
④　have proven to be able to bring the products to the requested places within 24 hours after orders are issued.
⑤　meet the requirements of specifications.
⑥　not have capital relationship and personnel relationship with other bidders.
⑦　have not received suspension of registered contractor status or trader after the acceptance of application form for this tender.
⑺　Time-limit for tender: 16:00　11 September 2019 (Tenders submitted by registered mail: 16:00　11 September 2019)
⑻　Contact point for the notice: Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 2―18―19 Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003, Japan. TEL 052―222―1448

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年７月22日
国立大学法人北海道大学
総長職務代理　笠原　正典

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01
○第18号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　借入件名及び数量　低温科学研究所情報処理システム　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　令和２年４月１日から令和７年３月31日
⑸　借入場所　北海道大学低温科学研究所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、「見積もった契約金額×100／（100＋消費税及び地方消費税の税率（パーセント））」に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和元年度（平成31年度）に北海道地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成30年11月26日付け号外政府調達第222号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑵　本公告に示した物品を総長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑶　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　総長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。